

提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和8年度海外在住の外国人向け介護職員初任者研修無償取得支援事業業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

1 件名

令和8年度海外在住の外国人向け介護職員初任者研修無償取得支援事業業務委託

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的など

「地域包括ケアシステム」の構築や維持に当たり、ますます訪問介護のニーズが高まることが見込まれる。その一方、訪問介護員の人材不足は介護業界の中でも特に深刻な状況にある。

そのような中、令和7年度から、特定技能外国人が、一定の条件のもと訪問介護サービスに従事できるようになった。

訪問介護員として就業する場合、海外在住時点での取得を支援することで、福岡市を選ぶ動機付けとするとともに、即戦力となる人材育成にもつなげることができる。

そこで、海外在住外国人に対する介護職員初任者研修の無料開催を実施する。

※訪問介護事業所における新規人材参入に関する課題

訪問介護員として稼働するためには「介護職員初任者研修」の資格取得が必要であり、受講費用等の負担が重く、他の仕事と競合した時に選ばれない理由の一つと言われている。これは、外国人材にとっても同様であると考えられる。

4 事業内容

海外において、外国人材に対し、介護職員初任者研修の無償取得を実施する。

5 令和8年度の業務

受講者（受講開始時点において、福岡市の介護事業所で勤務することが決まっている外国人※内定者含む）の募集や研修前の支援業務

① 受講者の募集・広報等

【重要】福岡市内の事業所で介護に従事する外国人材の効果的な募集方法や選定方法等を提案すること。（福岡市内の事業所で介護に従事することができない場合は受講不可）

② 受講者への事前説明会やセミナー等（福岡市の魅力・訪問介護で働くまでの流れや介護や訪問介護の仕事内容・働き方・将来性の説明等や日本の文化やマナーを学べるセミナー等）

・外国人材が「福岡市」で「介護」に従事したくなるような、説明会等の効果的な方法等を提案すること。

・日本のマナーや文化を学ぶことができるセミナーの内容を提案すること。

③ 介護職員初任者研修の実施（20人以上）

外国人が介護職員初任者研修の内容を理解できるような支援内容を提案すること。

※外国人が内容を理解できる教材を準備すること

※福岡県介護員養成研修事業者指定要綱第7条第1項の規定に基づく指定を受けた事業所が実施すること。

- ④ 介護職員初任者研修資格取得のためのフォローアップ（面談等）
- ⑤ 管理・報告
進捗管理、月次報告・最終報告の作成

6 目標

本業務の到達目標や履行状況の程度を示す成果指標については、次のとおりとする。

指標	介護職員初任者研修を修了した外国人の数
目標値	20人以上

【重要】①取得後は福岡市内の事業所で介護に従事することが、本事業の受講することの条件である（福岡市内の事業所で介護に従事しない場合は受講不可）

※ただし、福岡市内の事業所で介護に従事するにあたって、1つの事業所に集中することがないよう留意すること。

例. 可：A事業所勤務予定の外国人1人、B事業所勤務予定の外国人1人、
C事業所勤務予定の外国人2人

不可：A事業所勤務予定の外国人5人

②資格取得に定められた全ての研修を修了させ、修了証明書を発行すること（ただし、年度内にOJT等の実施が難しい場合は、修了証明書（但し書き追記）を交付し、必ずOJT等を実施及び受講することを誓約させること）。

7 スケジュール

年度末までの業務スケジュール案を策定すること。

・年度内に全ての研修を実施できるスケジュールを提案すること。

8 支払い

後払いとする。

9 成果物

下記をまとめた最終報告書1部及びデータ

- (1) 手続きに使用した書類や関係者の連絡先、受講者名簿を整理したもの
(Word、Excel、PowerPoint形式等)
- (2) 各種取組の内容と結果をとりまとめたもの(提出の有無・内容等)
(Word、Excel、PowerPoint等)
- (3) 事業の今後の展望に関する所見まとめ（事業の中で見えた課題を踏まえたもの）

10 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で決定すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、受託者は取得する個人情報適切に管理する。個人情報については別紙の個人情報取扱特記事項を遵守する。
- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式（業務遂行責任者届・完了届・受渡書など）を適宜提出すること。